

# 金沢区災害時等協力事業所登録制度実施要綱

制 定 平成 25 年 9 月 2 日

最近改正 令和元年 6 月 5 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大震災発生時において、災害応急活動に協力する意欲のある事業所等を登録し、事業所等が保有する施設、資機材、物資、組織力等資源の提供を受けることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、金沢区災害時等協力事業所登録制度の実施について、必要な事項を定めるものです。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「事業所等」とは、区内に店舗、工場、営業所等を有する個人及び法人その他の団体をいいます。

## (協力範囲)

第 3 条 この要綱における協力範囲は、事業所等の本来の業務に支障のない範囲とします。

## (登録要件)

第 4 条 区長は、次に掲げる要件を満たす事業所等を金沢区災害時等協力事業所（以下「協力事業所」という。）として登録するものとします。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望すること。
- (2) その他、この要綱に記載する事項に同意すること。

## (登録手続)

第 5 条 制度に登録しようとする事業所等の代表者は、金沢区災害時等協力事業所登録（変更・確認）申請書（様式第 1 号）を区長に提出することとします。

- 2 区長は、前項に規定する申請書等の提出があった場合には、第 4 条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、当該事業所等の代表者に登録証（様式第 2 号）及び登録事業所用ステッカーを交付するものとします。

## (災害発生時の協力)

第 6 条 協力事業所は、大震災発生時において、次に掲げる協力事項のうち申請書に記載した事項を、本来の業務に支障のない範囲かつ、自らの判断で地域と連携して実施するものとします。

- (1) 障害物の除去等の労務提供
- (2) 食料品、飲料水、その他支援物資の提供
- (3) 物的、人的資源の提供
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他、必要な協力及び支援に関する事項

(情報提供等)

第7条 区長は、区が推進する防災事業の情報及びその他防災に関する情報を協力事業所に提供するとともに、発災時に協力事業所が円滑な活動を行えるよう、必要な情報を提供します。

(顔の見える関係づくり)

第8条 協力事業所は、平常時において、本来の業務に支障のない範囲で、防災訓練などの地域活動に参加するものとします。

(協力事業所の公表等)

第9条 区長は、協力事業所の名称、所在地等を区のホームページその他広報媒体を活用して公表します。

2 協力事業所は、区民への周知のため事務所等の目立つ位置に、登録用ステッカーを掲示することとします。また、自らが協力事業所であることを、ホームページその他広報媒体を活用して公表等することができます。

(経費負担)

第10条 第6条及び第8条の規定による活動の実施に要した費用は、当該活動を実施した協力事業所が負担するものとします。

(登録期間)

第11条 協力事業所の登録期間は、申請書が提出された年度末までとし、双方より申し出がない場合は自動的に更新されることとします。

(登録変更・抹消)

第12条 登録内容に変更が生じた際は、金沢区災害時等協力事業所登録制度調査票(様式第3号)を金沢区長に提出することとします。なお、金沢区総務課は年に1回以上、金沢区災害時等協力事業所登録制度調査票(様式第3号)を協力事業所に送付し、変更内容の有無を確認することとします。

(抹消事由)

第13条 協力事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録の抹消を申し出るものとします。

- (1) 廃業又は休止したとき
- (2) 区外に移転したとき
- (3) 協力事業所を第三者に譲渡又は売買したとき
- (4) その他協力事業所としての活動が困難となったとき

2 区長は、協力事業所から前項による申し出がない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業所の登録を抹消するものとします。

- (1) 第4条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき
- (2) その他協力事業所を登録しておくことが適当でないと区長が認めたとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定めます。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。